



発行
東京都

目次

47

告示（選）

○東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市及び南多摩の各選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出制限額……………一

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十七条の規定により、令和六年七月七日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市及び南多摩の各選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

選挙区名
支出制限額

江東区選挙区	一二、八七八、三〇〇円
品川区選挙区	一一、〇一四、三〇〇円

中野区選挙区	一一、七八二、四〇〇円
北区選挙区	一一、九六九、八〇〇円
板橋区選挙区	一一、八一四、五〇〇円
足立区選挙区	一一、八三〇、八〇〇円
八王子市選挙区	一一、七七〇、五〇〇円
府中市選挙区	一一、九一六、八〇〇円
南多摩選挙区	一一、三一〇、六〇〇円

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051